

2. 政治分野への女性の参画

(1) 政治分野への女性の参画の実態

①連邦

アメリカ合衆国は、50州からなる連邦制であり、連邦は国防、外交、造幣、国際・州際間の通商の規制など憲法で委任された権限のみを有する。議会と政府を分離する大統領制であり、大統領と議会は互いに罷免権・解散権を持たない。大統領選挙は、先ず、各州にて大統領選挙人を選出し、その選挙人が大統領候補者と副大統領候補者を選出するという間接選挙制で実施される。選挙人選挙では、最多得票の政党の選挙人候補者全員が当選するため、本選前に実質的に決着がつく仕組みである。

アメリカ合衆国の連邦議会は、上院、下院の二院制である（合衆国憲法第1条）。人口の異なる各州の要求を妥協させるため、州の代表としての上院、人口に比例した代表としての下院を設けたとされている。

上院は総数100議席で1つの州につき議員各2名が選出される。議員は6年任期で、2年おきに3分の1が改選される。下院は総数435議席で小選挙区制度をとっており、人口に配慮した選挙区が設定されている。議員の任期は2年であるが、実際には再選・多選が一般化しており、議員は長期間在職する。

共和党と民主党の二大政党制で、2009年現在、上院・下院ともに民主党が多数派を占めている。

2008年には、ヒラリー・クリントン氏がバラク・オバマ氏と民主党の大統領候補指名を争い、また、サラ・ペイリン氏が共和党の副大統領候補として大統領選を争ったことは日本でも大きく報道された。しかし、大統領や副大統領職に女性が就任したことは未だない。

2009年2月現在、連邦議会における女性議員の比率は、上院17.0%、下院16.8%となっている。この数値は、IPUの統計による世界平均18.4%に及ばない水準である。

歴史的に見ても、合衆国における女性の政治参画は乏しかった。特に上院では女性議員がまったく存在しない会期も含めて女性議員は2名以下という状況が長らく続いた。この状況に変化が生じたのは1990年代に入ってからのことである。1992年の総選挙で女性議員の比率が飛躍的に伸び、これ以降、上院・下院共に女性議員の比率は上昇している。

図表 5-4 連邦議会における女性議員比率の推移

議会		上院		下院		上下両院合計	
開始年	議会期	女性 議員数 (人)	女性 議員比率 (%) ^{※1}	女性 議員数 (人)	女性 議員比率 (%) ^{※2}	女性 議員数 (人)	女性 議員比率 (%)
1951	第 82 議会	1	1.0	10	2.3	11	2.1
1953	第 83 議会	2	2.1	11	2.5	13	2.4
1955	第 84 議会	1	1.0	16	3.7	17	3.2
1957	第 85 議会	1	1.0	15	3.4	16	3.0
1959	第 86 議会	2	2.1	17	3.9	19	3.6
1961	第 87 議会	2	2.0	18	4.1	20	3.7
1963	第 88 議会	2	2.0	12	2.8	14	2.6
1965	第 89 議会	2	2.0	11	2.5	13	2.4
1967	第 90 議会	1	1.0	11	2.5	12	2.2
1969	第 91 議会	1	1.0	10	2.3	11	2.1
1971	第 92 議会	2	2.0	13	3.0	15	2.8
1973	第 93 議会	0	0.0	16	3.7	16	3.0
1975	第 94 議会	0	0.0	19	4.4	19	3.6
1977	第 95 議会	2	2.0	18	4.1	20	3.7
1979	第 96 議会	1	1.0	16	3.7	17	3.2
1981	第 97 議会	2	2.0	21	4.8	23	4.3
1983	第 98 議会	2	2.0	22	5.1	24	4.5
1985	第 99 議会	2	2.0	23	5.3	25	4.7
1987	第 100 議会	2	2.0	23	5.3	25	4.7
1989	第 101 議会	2	2.0	29	6.7	31	5.8
1991	第 102 議会	4	4.0	28	6.4	32	6.0
1993	第 103 議会	7	7.0	47	10.8	54	10.1
1995	第 104 議会	9	9.0	48	11.0	57	10.7
1997	第 105 議会	9	9.0	54	12.4	63	11.8
1999	第 106 議会	9	9.0	56	12.9	65	12.1
2001	第 107 議会	13	13.0	59	13.6	72	13.5
2003	第 108 議会	14	14.0	60	13.8	74	13.8
2005	第 109 議会	14	14.0	68	15.6	82	15.3
2007	第 110 議会	16	16.0	72	16.6	88	16.4
2009	第 111 議会	17	17.0	73	16.8	90	16.8

※1 上院の議席総数は、第 86 議会までは 96 議席、第 87 議会以後は 100 議席。

http://www.senate.gov/pagelayout/history/one_item_and_teasers/partydiv.htm

※2 下院の議席総数は、第 86 議会及び第 87 議会は 437 議席。その他の議会は 435 議席。

http://clerk.house.gov/art_history/house_history/index.html

出典: Rutgers University, the Center for American Women and Politics (CAWP), "Women in the U.S. Congress 2009" 2009 年 2 月現在

http://www.cawp.rutgers.edu/fast_facts/levels_of_office/documents/cong.pdf

政党別の女性比率を見ると、民主党に女性候補者が多く共和党に少ないという違いが明らかである。2009年現在、上院は民主党24.0%、共和党9.5%、下院は民主党21.8%、共和党9.6%と倍以上の差が開いている¹⁸¹。

政党別の立候補及び当選者数の推移を見ると、民主党では1992年を画期として女性議員が増加し、共和党と大きく差が開いた。この年、民主党の上院では、女性当選者の比率が0%から25%へ、下院では7.1%から13.6%へと大きく増加している。一方、共和党ではそれほど大きな変化は見られない。

図表 5-5 政党別女性当選者比率の推移

年	上院				下院			
	民主党		共和党		民主党		共和党	
	女性当選者数 (人)	女性比率 (%)	女性当選者数 (人)	女性比率 (%)	女性当選者数 (人)	女性比率 (%)	女性当選者数 (人)	女性比率 (%)
1974	0	0	0	0	14	4.8	4	2.8
1976	0	0	0	0	13	4.5	5	3.5
1978	0	0	1	5.0	11	4.0	5	3.1
1980	0	0	1	4.5	10	4.1	9	4.7
1982	0	-	0	-	12	-	9	-
1984	0	0	1	5.9	11	4.3	11	6.0
1986	1	5.0	0	0	12	4.7	11	6.2
1988	0	0	0	0	14	5.4	11	6.3
1990	0	0	1	5.9	19	7.1	9	5.4
1992	5	25.0	0	0	35	13.6	12	6.8
1994	1	7.1	2	9.5	30	14.7	17	7.4
1996	1	7.7	1	4.8	35	16.9	15	6.6
1998	3	16.7	1	6.3	39	18.5	17	7.6
2000	4	20.0	2	14.3	41	19.3	18	8.1
2002	1	4.5	2	16.7	38	18.5	21	9.2
2004	4	21.1	1	6.7	42	20.8	23	9.9
2006	6	27.3	2	22.2	50	21.5	21	10.4
2008	3	15.0	1	6.7	57	22.2	17	9.6

※上院議員の任期は6年で、2年おきに3分の1ずつ改選される。上記は選挙の結果を示したもので、議会全体の女性議員比率を示したものではない。

出典：Rutgers University, CAWP, "Women Candidates for Congress 1974-2008" 2008年11月現在

http://www.cawp.rutgers.edu/fast_facts/elections/documents/canwincong_histsum.pdf

¹⁸¹ ラトガース大学 CAWP ウェブサイト

http://www.cawp.rutgers.edu/fast_facts/levels_of_office/Congress-Current.php

1992年に女性議員数が飛躍的に増加したのは、前年に行われた上院公聴会が理由であるという。連邦最高裁判事任命に関するセクシュアル・ハラスメントの申立についての公聴会¹⁸²が委員の全員が男性という状況で開かれたことに女性有権者たちが不快な印象を持ち、これが翌1992年の選挙における女性議員の大躍進につながった。

議会の代表としては、2007年1月にナンシー・ペロシ氏が第110会期の下院議長（第60代）に就任し、米国史上初の女性議長となった。2009年1月6日には、再任が決定している。

②州

連邦制をしる合衆国においては、連邦議会の権限は憲法で委任された権限のみに限定されており、それ以外の政治社会的問題に関しては各州の議会が大きな権限を持っている。現在、州議会における女性議員の比率は、24.2%と連邦議会よりも多い。

図表 5-6 州議会における女性議員比率の推移

年	女性比率 (%)	女性地方議員数 (人)	地方議員総数 (人)	年	女性比率 (%)	女性地方議員数 (人)	地方議員総数 (人)
1971	4.5	344	—	1997	21.6	1,605	7,424
1973	5.6	424	—	1998	21.8	1,617	7,424
1975	8.0	604	7,561	1999	22.4	1,664	7,424
1977	9.1	688	7,558	2000	22.5	1,670	7,424
1979	10.3	770	7,482	2001	22.4	1,666	7,424
1981	12.1	908	5,501	2002	22.7	1,682	7,424
1983	13.3	991	5,452	2003	22.4	1,654	7,382
1985	14.8	1,103	5,466	2004	22.5	1,659	7,382
1987	15.7	1,170	7,461	2005	22.7	1,674	7,382
1989	17.0	1,270	7,461	2006	22.8	1,681	7,382
1991	18.3	1,368	7,461	2007	23.5	1,732	7,382
1993	20.5	1,524	7,424	2008	23.7	1,751	7,382
1995	20.6	1,532	7,424	2009	24.2	1,787	7,382

出典：Rutgers University, CAWP, "Women in State Legislatures: 2009" 2009年3月現在
http://www.cawp.rutgers.edu/fast_facts/levels_of_office/documents/stleg.pdf

¹⁸² 連邦最高裁判所 (U.S. Supreme Court) の Clarence Thomas 判事の任命に関して開かれた公聴会。エミリーズ・リストへのヒアリング調査より。

州議会は連邦議会よりも女性議員が多いとはいえ、州による違いは非常に大きい。女性議員比率の最も高い州は、コロラド（上・下院の合計 39.0%）、バーモント（37.2%）、ニューハンプシャー（37.0%）である。女性議員比率の最も低い州は、サウスカロライナ（10.0%）、オクラホマ（11.4%）、アラバマ（12.9%）となっている。民主党と共和党の支持基盤を反映し、女性議員は民主党の強い東部ならびに西部の州に多く、共和党の強い南部の州では少ないという地域色が顕著である。

図表 5-7 州議会における女性議員比率（2009 年）

順位	州	上・下院計%	順位	州	上・下院計%
1	コロラド	39.0	26	テキサス	23.8
2	バーモント	37.2	27	アーカンソー	23.7
3	ニューハンプシャー	37.0	28	アイオワ	22.7
4	ミネソタ	34.8	29	ロードアイランド	22.1
5	ハワイ	32.9	29	ユタ	22.1
6	ワシントン	32.0	31	インディアナ	22.0
7	ネバダ	31.7	31	ウィスコンシン	22.0
8	コネカット	31.6	33	モンタナ	20.8
9	メリーランド	31.4	34	オハイオ	20.5
10	アリゾナ	31.1	35	ネブラスカ	20.4
11	ニューメキシコ	30.4	36	アラスカ	20.0
12	ニュージャージー	30.0	37	ジョージア	19.1
13	カンザス	29.1	38	サウスダコタ	19.0
14	メイン	29.0	39	テネシー	18.2
15	オレゴン	27.8	40	ワイオミング	17.8
16	カリフォルニア	27.5	41	バージニア	17.1
17	イリノイ	27.1	42	ウエストバージニア	16.4
18	マサチューセッツ	26.0	43	ノースダコタ	15.6
18	モンタナ	26.0	44	ルイジアナ	15.3
20	ノースカロライナ	25.3	45	ケンタッキー	15.2
21	ミシガン	25.0	46	ペンシルバニア	14.6
22	アイダホ	24.8	47	ミシシッピ	14.4
23	ニューヨーク	24.5	48	アラバマ	12.9
24	デラウェア	24.2	49	オクラホマ	11.4
25	フロリダ	23.8	50	サウスカロライナ	10.0

出典：Rutgers University, CAWP, "Women in State Legislatures: 2009" 2009 年 3 月現在
http://www.cawp.rutgers.edu/fast_facts/levels_of_office/documents/stleg.pdf

州議会の指導的地位にある女性の比率は、17.6%（2007年）である。また、州の委員会において指導的地位にある女性の比率は、22.6%である。

図表 5-8 州議会指導部[※]・州委員会議長の女性比率

年	州議会指導部			州委員会議長		
	女性比率 (%)	女性数 (人)	指導部総数 (人)	女性比率 (%)	女性数 (人)	議長総数 (人)
1999	11.2	38	404	20.0	404	2,022
2001	12.6	43	356	18.8	356	1,905
2003	13.6	46	346	18.9	346	1,826
2005	12.4	39	389	19.5	389	1,998
2007	17.6	59	403	22.6	403	1,786

※「指導部」には上下両院の議長、議長代行、与・野党の代表を含む。
 出典：Rutgers University, CAWP, "Women in State Legislative Leadership 1991-2007, Fact Sheet"各年版
http://www.cawp.rutgers.edu/fast_facts/levels_of_office/StateLeg-HistoricalInfo.php#PastStateLegLead

（２）政治分野への女性の参画に関する取組

アメリカ合衆国では、国家レベルでの政治分野への女性の参画を促進するための選挙制度や法制度はない。小選挙区制であるため、自発的クォータ制等は取り入れにくいという事情もある。政党レベルでは民主党が党大会に出席する代議員の50%以上を女性にするという規則を採用しているものの¹⁸³、選挙における立候補者選びに際してこのような取組は実施されていない。実態として、同国の政治分野における女性の参画に関する取組は、政治活動委員会（Political Action Committee: PAC）と総称される民間の団体に委ねられている。

①エミリーズ・リストによる取組

エミリーズ・リストは、PACと総称される民間の選挙支援団体の中でも影響力のある団体である。連邦、州、地方議会などあらゆるレベルへの女性の立候補者を民主党の妊娠中絶容認派に限定して支援している。選挙に際して女性候補者の資金獲得や選挙戦略の習得を支援し、さらに当選後も支援を継続する。当団体の活動の成果は明らかであり、1990年

¹⁸³ Democratic National Committee (2006) *Delegate Selection Rules for the 2008 Democratic National Convention*. http://s3.amazonaws.com/apache.3cdn.net/3e5b3bfa1c1718d07f_6rm6bhyc4.pdf

以降、民主党の女性議員の数は飛躍的に伸びている。実際の選挙支援の他にも、同団体では将来の候補者の育成や有権者の教育も行っている。

・女性候補者の育成 Political Opportunity Program

「Political Opportunity Program」は、エミリーズ・リストが、将来的に議員立候補を考えている女性を探し、研修を行う制度である。2000年の選挙において過去30年で初めて女性の州議会議員が減少したことを受けて、通常実施している支援活動に加えて新たにこのプログラムを立ち上げた。労働組合や女性団体、市民団体などと地元の団体と協力して、人材を発掘する。立候補への関心を高めるほか、キャリア・プランや選挙活動の戦略から選挙資金の調達まで、さまざまなサポートを提供している。リクルートした人材プールは、常に30～50人となっている。

・有権者教育 Women Vote! Program

1995年から女性有権者の投票を促すためのプログラムを実施している。「Women Vote!」プログラムでは、女性の選挙への関心を維持するため、市場調査によってターゲットとなる女性有権者の関心事項の優先順位を特定する。この調査に基づいて、選挙においてどんな問題に注目すべきか、有権者を啓発する。候補者によるキャンペーンとは異なる視点から女性の政治参画を目指すアプローチであるものの、扱う事項はエミリーズ・リストが支援する候補者の主張と重なることも多い。

②WIGによる議員教育

女性州議会議員を支援するWIGは、議員への教育を目的とした会合を年間25～30回、開催している。会合のテーマは、子宮頸がん、高等教育、医療保険制度などであるが、今後はエネルギー、環境、経済、交通などにも拡大する予定である。

また、選挙が行われる2年毎に新人議員教育の機会を提供している。所属委員会の選り方、メディアやロビイストへの対応、さらに政策テーマに関する学習機会、他州の議員との意見交換の場を提供する。

教育やネットワーキングのための会合へ出席する資金がない議員には、旅費・宿泊費を含む費用も提供している。

(3) 今後の課題

①憲法の男女平等修正条項の成立と女性差別撤廃条約 (CEDAW)への批准

同国では、クォータ制あるいは選挙制度改革によって女性の政治参画を推進するという手法には否定的な意見が多いため¹⁸⁴、今後クォータ制等を導入する可能性は少なく、より一般的、基本的な方法を通じて女性の政治参画の向上を目指すものと考えられる。

現政権の民主党は、公民権と人権の尊重をアジェンダの 1 つとして挙げており、その中で女性差別撤廃条約 (CEDAW) への批准を進めること、憲法男女平等修正条項の成立を支援すること、教育改正法第 9 編を遵守することを公約している¹⁸⁵。民主党の掲げるこれらの公約は女性の地位向上を支持する基本的姿勢を示すもので、その実現が期待されている。

②有権者の意識改革

エミリーズ・リストによると、女性の政治参画が進まない原因は有権者の意識にある。女性議員が 1 人もいない状態では人々は問題意識を持つが、1 人でも女性議員が存在するとそれで満足してしまう。より多くの女性が政治の場に参画する姿勢を持つよう有権者に働きかけ、意識を改革していくことが課題とされている。

③女性議員の教育研修

年功序列の政治界でも、連邦議会下院議長や上院議事規則議員運営委員会委員長ほか要職に就く女性が徐々に始めている。しかし、要職へ進出するには議員自身のスキルアップが必要である。現在、女性議員が取り組む政策が医療保健など特定分野に固定される傾向があるため、対応できる政策分野を環境やエネルギーなどへ拡大していくことも課題とされている。

¹⁸⁴ ラトガース大学 CAWP のディレクターも「女性の政治参画は、基本的なリクルートとサポートによって地道に進めることが必要」と発言している。Women's eNews "Women Lose Ground in Pipeline for Public Office" <http://www.womensenews.org/article.cfm/dyn/aid/1255/context/archive>

¹⁸⁵ 民主党ウェブサイト http://www.democrats.org/a/national/american_democracy/civil_rights/